



県章

山形県公報

令和8年9月8日（火）

第736号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…895
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）… 同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（ 同 ）…898
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…903
- 公共測量の実施の通知……………（県土整備企画課）…904
- 同……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…905
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）… 同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集…………… 同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（DX推進課）… 同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（消防救急課）…907
- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…908
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（ 同 ）…915

告 示

山形県告示第651号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和8年9月16日山形市に招集する。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第652号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- （1）届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義
酒田市曙町一丁目1番地

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
本間 光記 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和8年8月24日
佐々木 浩希 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐々木 盛二 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠田 聡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
児玉 康昭 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 俊之 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 真司 もみ、玄米、大豆	同 左		
遠藤 学 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 哲也 もみ、玄米、大豆	同 左		
和島 功 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 広一 もみ、玄米、大豆	同 左		
渡辺 桂 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
小野寺 由一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 晃喜 もみ、玄米、大豆	同 左		
澁谷 享治 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 光昭 もみ、玄米、大豆	同 左		
池田 耕 もみ、玄米、大豆	同 左		
田村 賢治 もみ、玄米、大豆	同 左		
池田 彰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
土井 翼 もみ、玄米、大豆	同 左		
前田 考裕 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐々木 功 もみ、玄米、大豆	同 左		
佐藤 良輔 もみ、玄米、大豆	同 左		

長沢 隆洋 もみ、玄米、大豆	同 左
成田 幸司 もみ、玄米、大豆	同 左
小松 祐輔 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 由紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 英樹 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 勝則 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田村 和也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坪沼 雪人 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
工藤 武士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
池田 喜雄 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 英明 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 孝 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 雅紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田中 大士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 義人 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 隆紀 玄米	同 左
高橋 茂央 玄米	同 左
櫻井 廉 玄米	同 左
伊藤 一磨 もみ、玄米、大豆	同 左
伊藤 雅徳 もみ、玄米、大豆	同 左
岡部 真治 もみ、玄米	同 左
齋藤 大地 玄米	同 左
佐藤 秀樹 玄米	同 左
五十嵐 優丞 玄米	同 左

今井 匡仁 玄米	同 左	
富樫 博明 玄米	同 左	
伊藤 奈緒 玄米	同 左	
佐々木 翔太 もみ、玄米、大豆	同 左	
荘司 淳志 もみ、玄米	同 左	
	土門 駿介 もみ、玄米	
	小野寺 康訓 もみ、玄米	
	高橋 実 もみ、玄米	
	松本 泰典 もみ、玄米	
	齋藤 隆聖 もみ、玄米	
	齋藤 紘嗣 もみ、玄米	
	河野 匠 もみ、玄米	
	岡部 恭祐 もみ、玄米	
	小野 有輝 もみ、玄米	

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社産直舞台屋
代表取締役 齋藤 靖
鶴岡市神明町6番30号

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
	齋藤 真美 玄米	国内産農産物に限る。	令和8年9月1日

山形県告示第653号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 登録年月日及び登録番号

平成13年8月31日

8

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内たがわ農業協同組合

代表理事組合長 海藤 喜久男

鶴岡市上藤島字備中下3番の1

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米 国内産大豆 国内産大麦 国内産小麦 国内産そば

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
叶 野 浩	玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
石 川 輝 紀	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
日 向 一 也	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
大 滝 尚	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
齋 藤 正 之	玄米、大豆、そば	
小 林 卓 史	玄米、大豆、そば	
今 井 俊	玄米、大豆、そば	
野 尻 秀 一	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
清 野 清 晃	玄米、大豆	
佐 藤 誠	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
梅 津 茂 雄	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
佐 藤 俊 喜	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
山 木 均	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
鈴 木 繁 則	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
五 瓶 正 人	玄米、大豆、そば	
菅 原 剛	玄米、小麦、大豆、そば	
五十嵐 順	玄米、小麦、大豆、そば	
大 井 広 明	玄米、大豆、そば	
佐 藤 正 春	玄米、大豆、そば	

阿 部 慶 和	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
庄 司 学	玄米、大豆
高 橋 健 児	玄米、大豆、そば
山 口 龍 士	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
池 田 直 史	玄米、大豆、そば
小 田 一 貴	玄米、大豆、そば
阿 部 仁	玄米、大豆、そば
遠 藤 貞 吉	玄米、大麦、大豆、そば
板 垣 渉	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
今 野 今 人	玄米、大豆、そば
大 滝 正 人	玄米、大豆、そば
藪 田 凌 也	玄米、大豆、そば
伊 藤 隆	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
佐 藤 玄 明	玄米、大豆、そば
奥 山 和 樹	玄米、大豆、そば
安 野 仁	玄米、大豆、そば
五十嵐 暢 弘	玄米、大豆、そば
佐 藤 克 典	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
阿 部 秀 一	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
安 野 拓	玄米、大豆、そば
高 橋 歩	玄米、大豆、そば
佐 藤 文 秋	玄米、大豆、そば
板 垣 綾 斗	玄米、大豆、そば
榎 本 圭 恭	玄米、大豆、そば

小 池 智 大	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
中 西 佑 芽	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
佐々木 祐 亮	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
海 藤 義 晃	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
五十嵐 康 陽	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
日 向 大 樹	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
上 野 航 汰	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
佐 藤 直 希	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
小野寺 美 味	玄米、小麦、大麦、大豆、そば

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成13年8月31日
9
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義
酒田市曙町一丁目1番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ 国内産玄米 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
本 間 光 記	もみ、玄米、大豆	国内産農産物に限る。
佐々木 浩 希	もみ、玄米、大豆	
佐々木 盛 二	もみ、玄米、大豆	
遠 田 聡	もみ、玄米、大豆、そば	
児 玉 康 昭	もみ、玄米、大豆	
佐 藤 俊 之	もみ、玄米、大豆	
佐 藤 真 司	もみ、玄米、大豆	

遠 藤 学	もみ、玄米、大豆、そば
佐 藤 哲 也	もみ、玄米、大豆
和 島 功	もみ、玄米、大豆
佐 藤 広 一	もみ、玄米、大豆
渡 辺 桂	もみ、玄米、大豆、そば
小野寺 由 一	もみ、玄米、大豆、そば
佐 藤 晃 喜	もみ、玄米、大豆
澁 谷 享 治	もみ、玄米、大豆
佐 藤 光 昭	もみ、玄米、大豆
池 田 耕	もみ、玄米、大豆
田 村 賢 治	もみ、玄米、大豆
池 田 彰	もみ、玄米、大豆、そば
土 井 翼	もみ、玄米、大豆
前 田 考 裕	もみ、玄米、大豆
佐々木 功	もみ、玄米、大豆
佐 藤 良 輔	もみ、玄米、大豆
長 沢 隆 洋	もみ、玄米、大豆
成 田 幸 司	もみ、玄米、大豆
小 松 祐 輔	もみ、玄米、大豆、そば
佐 藤 由 紀	もみ、玄米、大豆、そば
高 橋 英 樹	もみ、玄米、大豆、そば
土 田 勝 則	もみ、玄米、大豆、そば
田 村 和 也	もみ、玄米、大豆、そば
坪 沼 雪 人	もみ、玄米、大豆、そば

工 藤 武 士	もみ、玄米、大豆、そば
池 田 喜 雄	もみ、玄米、大豆、そば
柿 崎 英 明	もみ、玄米、大豆、そば
佐 藤 孝	もみ、玄米、大豆、そば
佐 藤 雅 紀	もみ、玄米、大豆、そば
田 中 大 士	もみ、玄米、大豆、そば
佐 藤 義 人	もみ、玄米、大豆
佐 藤 隆 紀	玄米
高 橋 茂 央	玄米
櫻 井 廉	玄米
伊 藤 一 磨	もみ、玄米、大豆
伊 藤 雅 徳	もみ、玄米、大豆
岡 部 真 治	もみ、玄米
齋 藤 大 地	玄米
佐 藤 秀 樹	玄米
五十嵐 優 丞	玄米
今 井 匡 仁	玄米
富 樫 博 明	玄米
伊 藤 奈 緒	玄米
佐々木 翔 太	もみ、玄米、大豆
荘 司 淳 志	もみ、玄米

山形県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条18項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	結 城 裕	尾花沢市若葉町三丁目8番26号

山形県告示第655号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
天童市全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和8年7月27日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（レベル等による水準測量）

山形県告示第656号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町及び北村山郡大石田町
- 2 公共測量を実施する期間
令和8年8月21日から令和9年3月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和8年9月8日から同月24日まで縦覧に供する。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市漆山2439番1から 同 2440番1まで	旧	12.0メートル } 5.8	106メートル
同 上	新	16.6メートル } 11.8	同 上

山形県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和8年9月8日から同月24日まで縦覧に供する。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山2439番1から
同 2440番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年9月8日

山形県告示第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
(1) 種 類 山形広域都市計画公園
(2) 名 称 2・2・13号 綿掛公園
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第13号**

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

令和8年9月8日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和8年9月10日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 令和9年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
(2) 令和10年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
(3) 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について
(4) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
(5) 令和8年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e－ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和8年10月19日（月） 午後3時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービス 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 令和9年1月1日から令和11年12月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1) から (8) までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(9) から (12) までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
 - (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的な回線通信サービスの提供及び運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的な回線通信サービスの提供及び運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
 - (7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に基づく登録を受けた電気通信事業者であること。
 - (8) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
 - (9) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
 - (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)及び(7)の要件を満たしていること。
 - (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
 - (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
電話番号023(630)2152
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」とい

う。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年9月29日（火）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月18日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Basic line communication service of the Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network: 1 set

(2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. October 19, 2026

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2152

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県消防防災ヘリコプター耐空検査 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県防災くらし安心部消防救急課消防保安担当

山形県松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2227

3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年7月31日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

東北エアサービス株式会社 宮城県岩沼市下野郷字新拓190番地

5 随意契約に係る契約金額 217,800,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年7月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月8日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関36箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
中 央 病 院	令和8年7月7日	加賀委員	柴田委員
河 北 病 院	令和8年7月7日	加賀委員	柴田委員
新 庄 病 院	令和8年7月7日	海老名委員	—
こ ころ の 医 療 セ ン タ ー	令和8年7月7日	海老名委員	—
最 上 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
最 上 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
最 上 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
最 上 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
置 賜 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
企 業 局	令和8年7月21日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員

病 院 事 業 局	令和8年7月21日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
庄 内 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
庄 内 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
庄 内 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
庄 内 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
村 山 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
村 山 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
村 山 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
村 山 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
秘 書 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
広 報 広 聴 推 進 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
人 事 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
行 政 経 営 企 画 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
高 等 教 育 政 策 ・ 学 事 文 書 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
管 財 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
税 政 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
企 画 調 整 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
市 町 村 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
移 住 定 住 ・ 地 域 活 力 拡 大 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
多 文 化 共 生 ・ 国 際 交 流 推 進 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
交 通 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
地 域 交 通 政 策 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
D X 推 進 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 中央病院

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 住居手当について、支給要件喪失の届がなく資格喪失手続が行われておらず、返納を要するもの

令和7年10月～令和8年3月支給分

既支給額 156,000円

正支給額 0円

要返納額 156,000円

b 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの

令和7年7月支給分

既支給額 8,200円

正支給額 0円

要返納額 8,200円

c 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和7年6月支給分

既支給額（100分の30） 123,942円

正支給額（100分の60） 226,309円

要追給額 102,367円

d 寒冷地手当について、世帯主区分に係る給与システムへの入力漏れにより、追給を要するもの

令和7年11月～令和8年3月支給分

既支給額 0円

正支給額 41,000円

要追給額 41,000円

e 寒冷地手当について、世帯主区分の認定を誤り、追給を要するもの 3件 合計48,000円

主な事例は以下のとおり

令和7年11月～令和8年3月支給分

既支給額 41,000円

正支給額 57,000円

要追給額 16,000円

ロ 河北病院

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和7年6月支給分

既支給額（100分の30） 221,915円

正支給額（100分の100） 739,717円

要追給額 517,802円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計481,162円

主な事例は以下のとおり

令和7年6月支給分

既支給額（100分の30） 185,312円

正支給額（100分の100） 617,708円

要追給額 432,396円

c 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の30） 105,111円

正支給額（100分の0） 0円

要返納額 105,111円

d 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の5） 14,770円

正支給額（100分の0） 0円

要返納額 14,770円

ハ 新庄病院

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の60） 204,852円

正支給額（100分の70） 238,994円

要追給額 34,142円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の80） 262,558円

正支給額（100分の70） 229,938円

要返納額 32,620円

c 特殊勤務手当の支給が遅延したもの 421件 合計5,260,640円

主な事例は以下のとおり

令和7年4月支給分（令和7年3月分）

支給期日 令和7年4月21日

支給日 令和7年5月21日

支給額 30,150円

d 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納及び追給を要するもの

期末手当 令和7年6月支給分

既支給額（100分の100） 366,000円

正支給額（100分の30） 99,737円

要返納額 266,263円

勤勉手当 令和7年6月支給分

既支給額（100分の0） 0円

正支給額（100分の10） 31,951円

要追給額 31,951円

e 給料及び特殊勤務手当について、介護休暇に伴う給与額の減額を行わなかったことから、返納を要するもの

給料 令和8年1月～2月支給分

既支給額 831,600円

正支給額 123,178円

要返納額 708,422円

特殊勤務手当 令和8年1月～2月支給分

既支給額 24,000円

正支給額 3,408円

要返納額 20,592円

- f 給料及び特殊勤務手当について、欠勤に伴う給与額の減額を行わなかったことから、返納を要するもの

給料 令和7年9月～令和8年2月支給分

既支給額 1,621,800円

正支給額 354,910円

要返納額 1,266,890円

特殊勤務手当 令和7年9月～令和8年2月支給分

既支給額 72,000円

正支給額 15,432円

要返納額 56,568円

- g 休日勤務手当について、入力誤りにより過大に支給したことから、返納を要するもの 16件 合計793,792円

主な事例は以下のとおり

令和8年1月支給分

既支給額 1,011,830円

正支給額 218,088円

要返納額 84,663円

- h 管理職手当及び地域手当について、勤務しなかった期間の管理職手当の支給停止をしなかったことから、返納を要するもの

令和7年6月～8月支給分管理職手当

既支給額 330,300円

正支給額 0円

要返納額 330,300円

令和7年6月～8月支給分地域手当

既支給額 369,360円

正支給額 316,512円

要返納額 52,848円

ニ 最上総合支庁保健福祉環境部

- (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

- a 児童扶養手当の認定にあたり、所得額の算定を誤り過少に支給したもの

令和3年11月から令和7年6月分まで

誤支給額 1,384,690円

正支給額 1,537,090円

不足額 152,400円（うち時効消滅額46,670円）

- b 児童扶養手当の認定にあたり、年金の加算額等に係る算定方法を誤り過大に支給したもの

令和6年9月から令和7年6月分まで

誤支給額 53,660円

正支給額 0円

要返納額 53,660円

- (ロ) 不納欠損処分が適切でないもの

(内容)

時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1年を超えて不納欠損処分を行わないもので、3万円以上のもの 2件 合計166,864円

主な事例は以下のとおり

生活保護費返還金 時効起算日 平成29年2月21日

時効完成日 令和4年4月14日

不納欠損決議 令和8年2月10日

不納欠損額 127,984円

ホ 最上総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

調定額を誤った1万円以上のもの

県営住宅家賃（令和7年7月～令和8年1月分）

誤調定額 198,800円

正調定額 165,200円

差額 33,600円

ヘ 置賜総合支庁建設部

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

a 調定額を誤った10万円以上のもの

県営住宅家賃（令和6年4月～令和8年1月分）

誤調定額 795,200円

正調定額 633,600円

差額 161,600円

b 調定額を誤った10万円未満のもの

県営住宅家賃（令和7年4月～令和8年1月分）

誤調定額 342,000円

正調定額 318,000円

差額 24,000円

ト 庄内総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

a 調定額を誤った1万円以上のもの

県営住宅家賃（令和7年4月～令和8年1月分）

誤調定額 333,000円

正調定額 298,000円

差額 35,000円

b 調定額を誤った1万円未満のもの 2件 合計900円

主な事例は以下のとおり

道路占用料

誤調定額 1,830円

正調定額 970円

差額 860円

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの

役務費（運転記録証明書交付手数料）

検収日 令和7年5月27日

支払日 令和7年10月16日

支出額 670円

チ 村山総合支庁総務企画部

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

調定額を誤った10万円以上のもの

土地建物使用料（県職員連合労働組合（令和2年度～令和7年度分））

誤調定額 1,552,956円

正調定額 1,215,906円

差額 337,050円

リ 村山総合支庁保健福祉環境部

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

特別児童扶養手当の認定にあたり、障害等級及び期間の認定を誤り、過少に支給したもの

正支給額 1,325,700円

誤支給額 882,890円

不足額 442,810円（うち時効消滅額227,530円）

ヌ 村山総合支庁建設部

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

a 落札決定後に積算等の誤りが判明し、落札決定の取消しを行ったもの 2件

主な事例は以下のとおり

街路整備事業（防災・安全交付金）山元蔵増線用地調査等事務委託

b 開札前に公表資料の誤りが判明し、入札を取りやめたもの

令和7年度土砂災害対策事業（砂防自然災害防止）馬見ヶ崎川人道橋更新工事

(ロ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

契約後に積算に誤りがあったことが判明したため、契約を打ち切ったもの

令和6年度（明許）河川流下能力向上・持続化対策事業月布川土砂浚渫業務委託

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（中央病院、新庄病院、病院事業局）

(ロ) 通知、指示時期等が遅延したため事務事業の執行に影響を与えたもので軽微なもの（庄内総合支庁保健福祉環境部）

(ハ) 生活保護費について算定を誤り過大に支給したもの（村山総合支庁保健福祉環境部）

(ニ) 電子メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信したもの（庄内総合支庁保健福祉環境部）

(ホ) 特別児童扶養手当の認定事務が遅れたため、手当の支給が遅れたもの（村山総合支庁保健福祉環境部）

(ヘ) 児童扶養手当の支給が適切でないもの（最上総合支庁保健福祉環境部）

ロ 収入

(イ) 調定額又は収入額を誤った1万円以上のもの（村山総合支庁総務企画部、DX推進課）

(ロ) 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの（中央病院）

(ハ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（庄内総合支庁産業経済部、村山総合支庁建設部）

(ニ) 過誤納金の還付手続が過誤納された日から2箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（村山総合支庁建設部）

ハ 支出

(イ) 支出額を誤ったもので1万円以上のもの（病院事業局、村山総合支庁総務企画部）

(ロ) 支払期限内に支払をしていないもの（置賜総合支庁総務企画部）

(ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（庄内総合支庁建設部）

(ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（置賜総合支庁産業経済部、庄内総合支庁総務企画部、村山総合支庁保健福祉環境部）

(ホ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの（置賜総合支庁保健福祉環境部）

ニ 契約

- (イ) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの（置賜総合支庁産業経済部）
- (ロ) 事務手続等が適切でないもの（河北病院）
- (ハ) 入札保証金又は契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもので軽微なもの（病院事業局、村山総合支庁総務企画部）

ホ 財産

- (イ) 使用許可又は貸借契約において期間又は金額が誤っているもの（管財課）
- (ロ) 県有資産所在地市町村交付金の算定を誤ったもの（管財課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和8年6月9日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和8年8月25日付けで山形県知事から通知があった。

令和8年9月8日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信乃

所 管 課 （ 関 係 課 ）	監 査 結 果	措 置 の 内 容
山形県公立大学法人	（教育振興会奨学金貸付特別会計の目的外使用について） 奨学金として支出すべき資金を事業目的外の資金に活用するべきではない。	奨学金制度の趣旨に則り、本来の事業目的外に転用することなく、資金の適切な管理・運用に努めることとした。 令和8年6月25日に開催した山形県公立大学法人教育振興会総会において、転用しない形に改めた予算案について承認された。
山形県公立大学法人	（監事監査計画書の未作成について） 規程に基づき監査計画書を毎事業年度作成すべきである。	監事監査規程第5条の定めに基づき、監事が令和8年度（第18期事業年度）監査計画書を作成し、理事長に提出した。
山形県公立大学法人	（委託業務における従事者の管理について） 同一の事業者との契約が継続している業務委託契約においても、契約書に定められた条項に従い、新たな契約のタイミングで改めて従事者氏名の通知を受けるよう現在の運用を改めるべきである。	令和8年4月より、新たな契約のタイミングで、従事者氏名の通知を定めた契約条項に基づき、契約締結後速やかに、相手方から従事者氏名の通知を受けた。
山形県公立大学法人	（一定の資本的関係又は人的関係を有する会社等による入札参加及び相互供給の制限について） 一定の資本的関係、人的関係等がある場合の同一入札への参加制限について、規定等による一律の定めを設ける、若しくは個別事案ごとのより詳細な把握、検討に努めるべきである。	本法人の入札案件は年に数件であることから、個別事案ごとに一定の資本的関係、人的関係等がある場合の同一入札への参加制限の定めを設けることとして、令和8年度の入札案件より入札公告の入札参加資格要件に設定した。

山形県公立大学法人	（ＩＤ・パスワードの管理） 人事給与システムの無効なアカウントについては、情報漏洩等のリスク軽減を図るために速やかに削除すべきである。	令和7年度以前の無効なアカウントは有効期限を令和7年11月30日までと設定し、翌日以降はログインできないようにした。 以降については、アカウントの有効期限を法人決算事務が終了する6月30日までと設定することを、操作マニュアルの処理手順ページに明記した。
山形県公立大学法人	（ＩＤ・パスワードの管理） 債権管理システムのＩＤとパスワードについては、紙に記載した上でのデスク保管をやめ、他者に知られないような管理に変更すべきである。	債権管理システムのデスク保管の紙マニュアルに記載していたＩＤ・パスワードは削除した。また、担当手持ちのマニュアルは保管場所を机上から鍵の掛かる棚に変更した。
山形県公立大学法人	（記録媒体の使用） システム間でのデータ連携を行う際のＵＳＢメモリについては、情報漏洩防止のため、暗号化などを施して情報漏洩等のリスク軽減を図るため早急に改善すべきである。	新たにＵＳＢメモリ使用・データ消去確認簿を整備し、ＵＳＢメモリ内のデータ削除の徹底と事務を処理する職員の明確化を図った。 また、ＵＳＢメモリに入れるデータにはパスワードを設定すること及びＵＳＢメモリの使用場所は事務室内に限定し、管理者の監視下で使用することを周知した。
山形県立産業技術短期大学校	（運営管理組織について） 施設運営の重要な事項を協議する機関である運営委員会の議事録は署名が入った正式なものを作成、保管すべきである。	令和8年2月3日に開催した運営委員会から、出席した委員が内容を確認・押印した正式な議事録を作成し、事務局（総務課）において保管している。
山形県立産業技術短期大学校	（契約保証金の契約締結前納付について） 契約保証金の納付は契約履行の確実性を担保するための重要な統制手続きの一つであるため、契約締結前の納付を確実に遵守させる必要がある。	令和8年4月から契約保証金に関し必要な一連の手続きを確認するための「契約保証金確認表」を活用し手続きを進めていくこととした。
山形県立産業技術短期大学校	（再委託に係る事前協議・承認手続きの遵守について） 受注者が委託業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、受注者に対し、会計局会計課長通知により明文化された再委託承認手続きを確実に遵守させる必要がある。	指摘のあった委託業務に関して、受注者から業務再委託承諾申請書を提出させ、承認を行った。 また、令和8年4月から、契約事務について複数人で確認を行うため、既存の「契約事務執行チェックシート」に再委託の項目を追加し、確認漏れを防ぐ体制を整えた。
村山総合支庁建設総務課 （山形県立産業技術短期大学校）	（元請業者が下請業者より徴求する誓約書の不備について） 誓約書を漏れなく徴求することはもちろん、記載内容に不備等がないかについては、下請業者からの提出の都度確認し、不備等があった場合には差し戻すなど、より一層適切な運用を図っていくべきである。	令和8年度以降はチェックリストを活用し、受注業者への指導等、山形県建設工事元請下請適正化指導要領に基づく適切な運用を図ることとした。

山形県立産業技術短期大学校	（時間外勤務手当の誤りについて） 令和7年3月支給分の時間外勤務手当の金額が誤っていた。ダブルチェックを徹底すべきである。	令和7年4月から、担当職員が入力した「総務事務システムでの時間外勤務等実績」と、「給与支給システムで入力した勤務実績報告書」との複数名による突合を実施することとした。
山形県立産業技術短期大学校	（管ねじ切機の備品登録について） 備品購入費の支出について備品登録されていない項目を検出したため、備品購入費についてすべて備品登録を行った上で、毎年度末時点の物品管理状況について正しい状況を通知する必要がある。	指摘を受けた「管ねじ切機」については、令和7年9月24日に備品登録を完了した。 また、物品管理状況について正しい状況を登録するため、年度末に備品台帳を出力し、当該年度に購入した備品の登録確認を行うこととした。
山形県立産業技術短期大学校	（備品の標示について） 物品台帳に登録されている備品について正しい標示が行われていない備品が散見されるため、山形県財務規則が求める備品標示票を標示し、常に照合確認に便利な状況を整備する必要がある。	指摘のあった備品については、令和8年6月末までに備品標示票を貼付した。
山形県立産業技術短期大学校	（ＩＤ・パスワードの管理） 学務システムに利用しているエクセルファイルについて、セキュリティ対策基準に則って、パスワードなどを設定した取扱いをするべきである。	令和8年4月から、エクセルファイルに代わり、学籍及び成績を管理する「教務支援システム」の運用を開始した。 当該システムについては、セキュリティ対策基準に則った対応として、特定の職員のみが管理するＩＤ等でのみ入力・閲覧を可能とする取扱いとした。
山形県立産業技術短期大学校	（ＩＤ・パスワードの管理） 学籍・成績の資料が保管されている金庫については、施錠を徹底した上で管理者を配置するなど、厳重な管理が求められるところである。	令和8年4月から、学籍・成績の資料が保管されている金庫について日中も施錠することとした。 鍵に関しては、管理職が管理し、必要に応じて開錠している。
東北農林専門職大学	（パイプハウスの建替え工事について） パイプハウスが公有財産における工作物に該当しない場合であっても、1棟あたり1,300千円のパイプハウスの建替え費用は少なくとも物品管理すべき備品に該当するものとする。	令和4年、6年、7年の3か年で7棟整備していたため、令和8年3月25日に7棟すべてについて備品登録を行った。
東北農林専門職大学	（ＩＤ・パスワードの管理） 東北農林専門職大学附属農林大学校で利用している学籍・成績管理用のエクセルファイルについては、セキュリティ対策基準に則って、パスワードなどを設定した取扱いをするべきである。	学籍・成績管理に利用する機密性の高いデータについてはパスワードを設定した。
東北農林専門職大学	（記録媒体の使用） 東北農林専門職大学附属農林大学校においては、暗号化などが施されていないＵＳＢメモリでデータの受け渡しを行わずに、データの共有はクラウドシステムを利用していくべきである。	令和7年度中にクラウドシステムを利用する方法に変更した。説明会・研修会は、令和7年度1学年の学生には令和8年2月3日、令和8年度1学年の学生には4月13日に実施した。

公立大学法人山形 県立保健医療大学	（図書の貸借対照表価額について） 図書管理システムの除却処理について、登録データを抹消するのではなく、システム内の「除籍データ入力」メニューにより入力すべきであり、図書の取得、除却及び期末残高をいつでも把握できる、固定資産管理規程の目的に合致した処理を行う必要がある。	図書管理システムの除却処理はシステム内の「除籍データ入力」メニューにより入力し、除却図書のデータの履歴を管理するよう改善した。
公立大学法人山形 県立保健医療大学	（図書の貸借対照表価額について） 図書の登録等の手続きが年度を遡及して行う事務が常態化しており、図書管理システムの期末残高が不正確となる事務が行われている点を考慮すると、2つのシステムにおける期末残高の合算額をそのまま貸借対照表価額とする現行の事務は妥当とはいえない。したがって、図書についていつでも正しい残高が把握できる事務を行い、正確な期末残高を貸借対照表に計上すべきである。	年度を遡及した図書の登録等を行わないよう事務を徹底するとともに、すべての図書について図書管理システムにおいて一元管理を行い、図書管理システムから出力した図書データを基に、正確な期末残高を貸借対照表に計上した。